（登録証の再交付の申請等）

第九条　奄美群島特例通訳案内士は、法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の規定により登録証の再交付の申請をしようとするときは、別記第五号様式による登録証再交付申請書に、亡失した場合にあっては修了証明書の写し及び写真二葉を、著しく損じた場合にあっては当該登録証、修了証明書の写し及び写真二葉を添えて、これを認定奄美群島市町村の長に提出しなければならない。

2　奄美群島特例通訳案内士は、前項の申請をした後、亡失した登録証を発見したときは、遅滞なく、これを認定奄美群島市町村の長に返納しなければならない。

（登録の抹消に関する届出）

第十条　法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の規定により同条第一項第一号から第三号までの規定のいずれかに該当することとなった旨の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録抹消事由届出書に登録証を添えて、認定奄美群島市町村の長に提出しなければならない。

一　氏名及び住所

二　奄美群島特例通訳案内士の氏名及び住所（その相続人が届出をする場合に限る。）

三　登録番号及び登録年月日

四　該当することとなった抹消の事由及びその期日

2　前項に規定するもののほか、法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第一項第二号又は第三号（法第十七条第五項第一号に該当する場合に限る。）に該当することとなった旨の届出をしようとする場合には、前項の届出書にその旨を証する書面を添えて、認定奄美群島市町村の長に提出しなければならない。

3　認定奄美群島市町村の長は、第一項の届出をしようとする者又はその代理人に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の十第一項（同項第一号に係る部分に限る。）又は第三十条の十二第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

（登録の抹消の通知等）

第十一条　認定奄美群島市町村の長は、法第十七条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十五条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は法第十七条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十六条の規定により奄美群島特例通訳案内士の登録を抹消したときは、その旨を登録の抹消の処分を受けた者に通知しなければならない。

2　前項に規定する者（法第十七条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、前項の通知を受けた日から起算して十日以内に、登録証を認定奄美群島市町村の長に返納しなければならない。

（登録簿の登録の訂正等）

第十二条　認定奄美群島市町村の長は、法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の規定による届出があったとき、又は法第十七条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十五条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の登録を抹消したときは、登録簿の当該奄美群島特例通訳案内士に関する登録を訂正し、又は消除した旨を登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正又は消除の理由及びその年月日を記載するものとする。